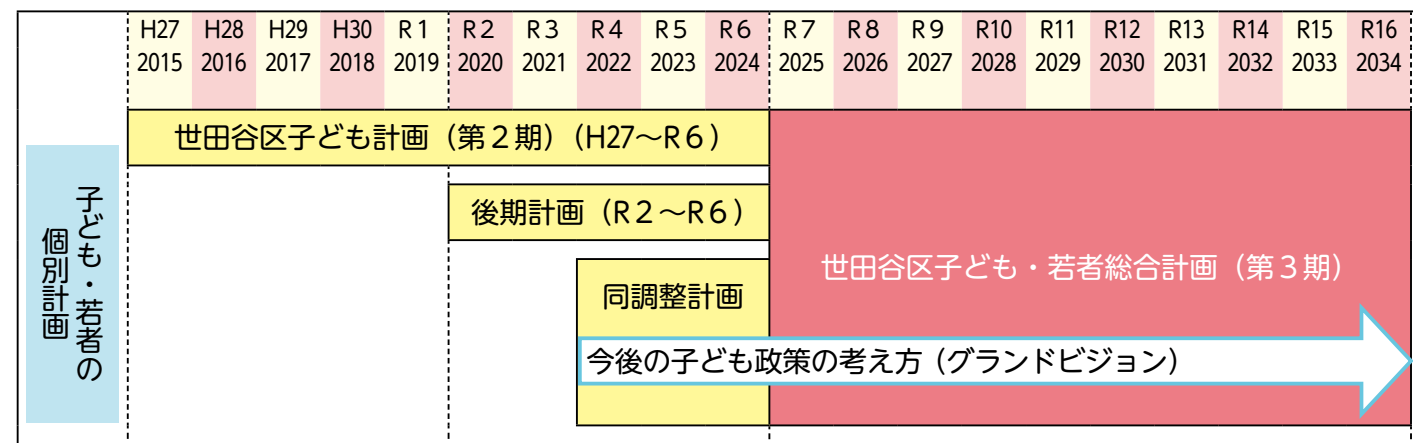


第7章 子どもの貧困対策計画【概要】

1 計画の策定にあたって 策定の趣旨・計画期間・計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進にあたっては、親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、子どもの学校教育段階、さらに子どもが卒業、就職して、社会的自立が確立されるまで、切れ目のない支援を行うことが重要です。また、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、関係機関をはじめ地域が一体となって連携を強化し、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

このことから、これまでの取組みをさらに充実・発展させていくことも踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策計画を策定しました。なお、子どもの貧困対策計画は、「子ども・若者総合計画（第3期）」に内包するかたちで位置づけます。



2 世田谷区の子どもを取り巻く現状

区では、令和7年度以降の子どもの貧困対策計画の策定にあたり、子どもの生活実態を把握するために、令和5年9月～10月までの間に、高校2年生世代の子どもと保護者を対象にしたアンケート調査を実施しました。

子どもの生活実態調査の結果

<生活困難の状況>

- 15.4%の高校2年生世代が経済的な理由による生活困難を抱えている
- 困窮層では5割の子どもが、周辺層では約7割の子どもがふたり親世帯に属している
- 困窮層、周辺層にて、約3割が新型コロナウイルス感染拡大前に比べ収入が減っている

<生活困難による子どもへの影響>

- 9割弱の子どもが平日にほぼ毎日3食食べるが、困窮層にてその割合は低い
- 生活困難層にて、様々な所有物・体験を「ほしい（したい）」と回答した割合が高い
- 困窮層にて、子どもが就労している割合が高く、収入を「家計の足し」にしている割合が高い
- 1割強の子どもが学校の授業が「わからない」と回答し、その割合は困窮層で3割弱にのぼる

- 今後進学を希望する子どものうち、「わからない」と回答した割合は困窮層にて高い
- 困窮層、周辺層にて、様々な逆境体験のある子どもの割合が高い
- 2割弱の子どもが抑うつ傾向にあるが、困窮層、周辺層では3割弱にのぼる

<生活困難を抱える保護者の状況>

- 1割強の母親が抑うつ傾向にあるが、生活困難度があがるほどその割合が高くなる
- 困窮層にて、保護者が様々な所有物・体験を「金銭的にない（できない）」と回答した割合が高い
- 生活困難層の保護者は、成人する前に親から暴力を振るわれた経験、育児放棄をされた経験がある割合が高い
- 生活困難層は、相談経験のある保護者が多い傾向にあるが、相談意向があったが相談にいたらなかった保護者の割合も高い傾向にある

3 子どもの貧困対策計画の方向性

- 主な課題**
- 子どもの貧困の解消に向けて、子どもの権利を保障する切れ目のない子どもの貧困対策を推進することが不可欠
 - 食や体験、日常的な活動、学習、心身の健康面等で困難を抱える子ども（特に中学校卒業後）への支援の充実の必要性
 - 経済的な理由で必要なものや機会が制約されていたり、子ども期に暴力や育児放棄といった困難を抱えていた保護者への支援の充実の必要性
 - 利用・相談意向があるにも関わらず支援・サービスの利用や公的な相談機関につなげていない家庭を支援につなげるための、専門職の配置やアウトリーチ型支援、伴走型支援等の充実の必要性

- 計画の方向性**
- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないよう、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくとともに、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を地域と連携しながら全庁的に推進する

支援・サービスの充実

- ① 子どもへの支援（学び・居場所・体験・食等）の量・質の充実
- ② 保護者への支援（生活の安定・就労・経済的負担の軽減等）の充実

支援につながる仕組みの強化

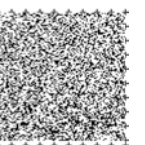
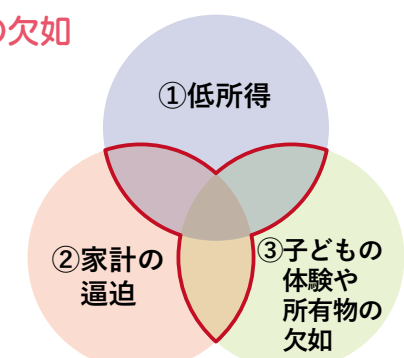
- ① 当事者の視点に立った情報提供の推進
- ② アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化
- ③ 多機関が連携した支援体制の強化

※生活困難層とは

生活困難層は「生活困難度」により把握します。貧困を測定する指標である「生活困難度」は、子どもの生活における困難を、

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から捉えています。

生活困難層（困窮層+周辺層）	
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



4 子どもの貧困対策計画の内容 ～5つの柱～

★は、子ども・若者総合計画（第3期）において、重点施策として掲げているもの。

(1) 教育の支援

目標

- すべての子どもが多様な選択肢を持ち、夢や希望を持つことができるように、生活困難を抱える子ども（特に中学卒業後）の学力・進路保障に向けた支援の整備
- 教育と福祉の連携により、学校を地域に開かれ、地域につながっていくプラットフォームと位置づけ、生活困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制の強化



- **子どもの育ちを支える乳幼児期の教育・保育の支援の充実**
 - セーフティネットの強化 ◦ 教育・保育施設における地域資源の活用 等
- **学校における学力定着に向けた取り組みの推進**
 - 少人数教育の推進 ◦ 個に応じたきめ細かい学習支援の充実 等
- ★ **地域における切れ目ない学習支援の拡充**
 - 生活保護・生活困窮世帯、ひとり親世帯等の小学生から高校生を対象にした学習支援
 - 子どもの学び場運営スタートアップ事業 等
- **高等教育の進学に向けた支援の充実**
 - 社会的養護や生活保護世帯から大学等へ進学する若者への給付型奨学金
 - 国の修学支援新制度等の周知の強化、利用促進 等
- **学校での気づきを契機とした早期把握・支援につなぐための体制強化**
 - 学校と子ども家庭支援センターや児童相談所等の保健福祉分野との日常的な連携の強化 等

(2) 生活の安定に資するための支援

目標

- 安心して過ごせる子ども・若者の居場所や多様な体験の機会の提供の充実
- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立が確立されるまでを見据えた、子ども・若者や保護者の衣食住をはじめ生活の安定に向けた支援の充実



- ★ **子ども・若者が選べる多様な居場所の充実**
 - 児童館、青少年交流センター 等（ポピュレーションアプローチ）
 - 子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業 等（ハイリスクアプローチ）
- ★ **体験の機会の保障のための支援の充実**
 - 児童館や青少年交流センターでの体験プログラム
 - ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業 等
- **食の提供に関する取り組みの推進**
 - 児童館、青少年交流センター等身近な場所での食品・食事の提供 等
- **住宅支援の推進**
 - 区営住宅における子育て世帯向け住戸やひとり親世帯家賃低廉化補助事業の拡充
 - 社会的養護のもとを築立った若者への家賃補助やシェアハウスの提供 等
- **妊娠・出産期から生活の安定に向けた支援の充実**
 - 妊娠期から乳幼児期の子育て支援等を通じた複合的な課題を抱える家庭の早期把握
 - ホームヘルパー訪問事業、子どもの配食事業等を通じた支援 等

5 子どもの貧困対策計画の推進

- 子どもの貧困対策推進連絡会を中心に、関係所管が連携・協力し、施策や個別事業の適切な調整を図り、全庁的に推進
- 子どもの主体的な参加のもと、子どもの生活実態調査や個別事業等を通じて、子どもの声を尊重するとともに、保護者や地域と協働
- 全体の進捗管理や評価・検証は、「子ども・若者総合計画（第3期）」全体の推進体制において実施



(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

目標

- 生活困難を抱える保護者が所得を増やし、子育てと仕事を両立できる環境の整備
- 個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実
- **求職時等の子どもの預かりの充実**
 - 保育施設の定員の確保 ◦ 保育施設等での一時預かりや幼稚園の預かり保育の拡充 等
- **安心して子育てをしながら就労できる環境づくりに向けた事業者への働きかけの推進**
 - ニーズに応じた柔軟で多様な働き方の推進に向けた事業者への働きかけ 等
- **個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実**
 - 生活の見通しを立て、働き方について考える機会の提供
 - 三茶おしごとカフェでのワンストップ窓口としての総合的な支援 等

(4) 経済的負担の軽減のための支援

目標

- 子どもの健やかな育ちが、家庭の経済状況に左右されることがないように、ひとり親家庭のみならずふたり親家庭を含め、子どもに関する経済的負担の軽減を図る施策の充実、周知の強化
- **親の妊娠・出産期から子どもが若者となり社会的自立するまでを見据えた経済的負担の軽減の充実**
 - 離婚に向け実質的にひとり親となっている家庭や家計急変の家庭への支援のあり方や一時的な負担が生じる償還払いではない支援の方法の検討 等
- **経済的支援につながるための情報発信・相談体制の強化**
 - 経済的負担の軽減に係る支援、サービスに関するきめ細かな情報提供
 - 地域のひとり親家庭支援拠点等での家計管理や教育費等に関する相談対応



(5) 支援につながる仕組みづくり

目標

- 生活困難を抱える子どもや保護者が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながるための情報提供や支援体制の強化
- 生活困難を抱える子どもや保護者を確実に必要な支援につなぐことができる人材の育成・体制の充実、官民を超えた連携の強化
- ★ **当事者の視点に立った情報提供の推進**
 - やさしい日本語や多言語化の活用をはじめ、当事者の視点にたったわかりやすい情報提供
- ★ **アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化**
 - 地域子育て支援コーディネーターや子どもの居場所フローター、ユースコーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ケースワーカーをはじめ支援者による生活困難を抱える子どもや家庭への直接的な働きかけ
- ★ **多機関が連携した支援体制の強化**
 - 要保護児童支援協議会や子ども・若者支援協議会、重層的支援会議等の枠組みの活用
 - 子どもの貧困に関する研修 等

世田谷区子どもの貧困対策
区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/2129.html>

子ども・若者総合計画（第3期）
区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/23479.html>

【発行】世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 TEL:03-5432-2569 FAX:03-5432-3081 令和 7年 3月

